

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則等の一部改正に関する
パブリックコメントの募集について

令和2年3月19日
日本小型船舶検査機構

日本小型船舶検査機構では、下記のとおり、日本小型船舶検査機構検査事務規程細則等の一部改正を予定しております。

このため、広く皆様から本改正に対するご意見を賜りたく募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部署において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、頂いたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

ご意見の受付は、以下の要領で行いますので、よろしくおしいたします。

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則等の一部改正について

2. 意見募集要領

ご住所、お名前、ご職業（会社名又は所属団体名）及び電話番号を記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

(1) FAX の場合 FAX 番号：03-3239-0829

日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課あて

(2) 郵送の場合

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 5F

日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課あて

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：comment@jci.go.jp

日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課あて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式としてください。

(4) 問合わせ先 日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課あて

TEL：03-3239-0826

※ ご意見を正確に把握するため、電話等の口頭によるご意見は、ご遠慮います。（募集手続き等に関する問合わせを除く。）

3. 意見募集期限 令和2年3月19日から令和2年4月19日まで（必着）

※ 頂いた御意見の内容については、個人が特定される情報を除き、公開される可能性がありますのでご承知おき下さい。

記

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則等の一部改正について

1. 日本小型船舶検査機構検査事務規程細則等について

(1) 日本小型船舶検査機構検査事務規程細則について

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則（以下「検査細則」という。）は、船舶安全法第25条の29の規定により小型船舶検査事務の実施に関する規程（以下「検査規程」という。）として国土交通大臣の認可を受けた日本小型船舶検査機構検査事務規程に基づき制定されるものであり、この細則は同規程11-1の規定に基づき小型船舶検査事務の実施に関し必要な事項の細目を規定しています。

この細則の主な規定内容は次のとおりとなっています。

第1編 小型船舶安全規則に関する細則

小型船舶に関する技術基準である小型船舶安全規則の運用解釈について規定しています。

第2編 検査の実施方法に関する細則

小型船舶の検査の標準的な実施方法について規定しています。

第3編 船舶安全法施行規則に関する細則

船舶検査の事務手続き等を定めている船舶安全法施行規則の運用解釈について規定しています。

第4編 小型漁船安全規則に関する細則

小型漁船に関する技術基準である小型漁船安全規則の運用解釈について規定しています。

第5編 漁船の検査の実施方法に関する細則

小型漁船の検査の標準的な実施方法について規定しています。

なお、現行の検査事務規程、細則及び特殊基準は、当機構ホームページにて公開しております。

(2) 日本小型船舶検査機構検定事務規程細則について

日本小型船舶検査機構検定事務規程細則（以下「検定細則」という。）は、船舶等型式承認規則（昭和 48 年運輸省令第 50 号）第 3 条に掲げる船舶又は物件の検定事務の適正かつ能率的な実施を図ることを目的として、国土交通大臣の認可を受けた日本小型船舶検査機構検定事務規程に基づき制定されるものであり、小型船舶検定事務の実施に関する規程（以下「検定規程」という。）として、この細則は同規程 7-1 の規定に基づき小型船舶検定事務の実施に関し必要な事項の細目を規定しています。

この細則の主な規定内容は、検定対象物件ごとに「検定の項目」、「抜取検査の方法」、「検定の実施方法」及び「検定の判定基準」に関して定めた基準となっています。

(3) 日本小型船舶検査機構船用品等の確認事務規程について

日本小型船舶検査機構船用品等の確認事務規程は、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資するため、小型船舶又は小型船舶に備え付けようとする物件を製造、輸入、販売等をする者の依頼により、船用品等が原則として使用される前に、設計・仕様又は製品が日本小型船舶検査機構（以下「機構」という。）の定める基準等に適合するかどうかを確認することに関する事務を規定しています。

この細則の主な規定内容は、船用品等の種別ごとに「確認の項目」、「確認の方法」及び「検定の判定基準」に関して定めた基準となっています。

(4) 日本小型船舶検査機構多胴型小型帆船特殊基準について

総トン数 20 トン未満の多胴型帆船の検査等の特例は、船舶安全法施行規則第 4 条第 1 項第 5 号、第 7 条及び第 30 条の規定並びに小安則第 4 条の規定に基づき、本基準によることとされています。

この特殊基準の主な規定内容は、技術基準「船体構造、機関、帆装、排水設備、操舵・係船及び揚錨の設備、救命設備、消防設備、防火措置、居住・衛生及び脱出の設備、航海用具、電気設備、復原性、無線電信等」、第 1 回定期検査「設計検査、耐久試験、海上運転復原性試験、不沈性能、絶件抵抗試験」及び定期的検査に関して定めた基準となっています。

(5) 日本小型船舶検査機構膨脹式ボート特殊基準について

空気による膨脹、または発泡体により形状と浮力を維持して航行する小型船舶の検査等の特例は、船舶安全法施行規則第 7 条及び第 30 条の規定並びに小安則第 4 条の規定に基づき、本基準によることとされています。

この特殊基準の主な規定内容は、技術基準「船体、機関、帆装、排水設備、操舵・係船及び揚錨の設備、救命設備、消防設備、防火措置、最大搭載人員及び搭載場所、航海用具、電気設備、主機の適正出力」、第 1 回定期検査「設計検査、材料試験、接着力試験、気密

試験、過圧試験、主要寸法計測、完成艇検査、海上運転及び耐久試験」及び定期的検査に関して定めた基準となっています。

(6) 日本小型船舶検査機構小型カーフェリー特殊基準について

小型カーフェリーの検査等の特例は、船舶安全法施行規則第7条及び第30条の規定並びに小安則第4条の規定に基づき、本基準によることとされています。

この特殊基準の主な規定内容は、技術基準「船体、車両区域、機関、排水設備、操舵・係船及び揚錨の設備、救命設備、消防設備、防火措置、居住、衛生・脱出の設備、航海用具、電気設備、復原性」、第1回定期検査「設計検査」及び及び定期的検査に関して定めた基準となっています。

(7) 日本小型船舶検査機構小型船舶用原動機放出量確認等事務に関する細則について

日本小型船舶検査機構小型船舶用原動機放出量確認等事務に関する細則は(以下「NOx細則」という。)、小型船舶に設置される原動機に係る放出量確認、原動機取扱引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務の適正かつ能率的な実施を図ることを目的として、国土交通大臣の認可を受けた日本小型船舶検査機構小型船舶用原動機放出量確認等事務規程に基づき制定されるものであり、小型船舶検定事務の実施に関する規程として、細則は同規程6-1の規定に基づき小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施に関し必要な事項の細目を規定しています。

この細則の主な規定内容は、放出量確認の実施方法及び放出量確認等事務の取扱要領となっています。

(8) 日本小型船舶検査機構検査事務取扱要領について

日本小型船舶検査機構検査事務取扱要領は、検査事務及び検定事務の処理の取り扱いを定めるものであり、検査規程及び検査細則並びに検定規程及び検定細則によるほか、この取扱要領にもよることとなっています。

この要領の主な規定内容は、「船舶検査申請書・その他の申請書の記載」、「証書・手帳の書類の記載」及び「復原性資料等の承認」となっています。

2. 改正の背景について

近年、海洋レジャーに対する国民の趣向及び要求の多様化が進み、また、それらを踏まえ小型船舶関連事業者による市場対応に関し、様々な製品展開が図られる背景において小型船舶及びその関係部品に係る船舶検査において、より妥当かつ合理的な技術基準を整備・適用すべきことが求められています。

また、国際条約の改正に伴って、小型船舶用原動機放出量確認等事務の内容を国際規則と整合のとれたものとするための見直しを行う必要があります。

今般、これらの状況を踏まえながら、機構が実施する船舶検査等に関して、小型船舶及びその関係部品に適用される技術基準について、必要に応じて適切な見直しを実施するものです。

3. 改正の概要について

(1) 検査細則

a) 小型船舶安全規則関連

① 特殊な小型船舶の追加

「特殊な小型船舶」として、引火点が摂氏六十度以下の燃料（ガソリン、灯油又は軽油を除く。）を使用する小型船舶（貨物を燃料として使用する液化ガスばら積船を除く。）を追加します。

② 赤バケツ等に係る要件の緩和

布製バケツの上端及び下端の取付けるロープについて、消火作業に支障がない場合には省略できることとし、該当する規定を改正します。

③ 一般通信用無線電信等の追加

一般通信用無線電信等として、「スラヤを利用した衛星携帯電話」及び「I sat Phone 2 を利用した衛星携帯電話」を追加します。

④ プッシャーへの諸設備に関する取扱いの明確化

次の2点の内容を反映するため、所要の改正を行います。

- ・ プッシャーバージのプッシャーに対して要求される VHF 無線電話として 5W 出力型 VHF を認めること。
- ・ H30.7.31 以降最初の検査において確認する衛星航法装置について、現に備えている衛星航法装置を認める場合の要件を明確化すること。

b) 検査の実施方法関連

国が実施した以下の改正に対応するため、次の改正を行います。

- ・ 「船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則」の改正に伴う量産型認定物件の抽出母集団及び抽出数の見直し（緩和）
- ・ 認定物件の自主検査の範囲の拡大
- ・ 内燃機関（主機）の陸上運転における試験の項目及びその内容について、実態に見合ったものに修正
- ・ 認定物件に係る検査において、新型の範囲を緩和
- ・ 膨脹式救命浮器の整備に関して、一定に要件を満足する膨脹式救命いかだの整備認定事業場において整備する場合、立会試験を緩和

c) 検査の実施方法関連

機構の調査研究の結果を踏まえて、FRP 製船体の工作方法及び構造基準に関して、新たに「引張強さの決定方法」及び「船体強度の確認方法」を追加します。

d) その他

① 海図に類似の刊行物の追加

海図に類似の刊行物に関して、(株)マップル・オンが提供する航海支援アプリ new pec smart を追加します。

② 救命胴衣の着用義務化に伴う航海用具の一部緩和

常時救命胴衣を着用する義務がある小型船舶等、一定の要件を満たす場合にあっては、音響信号器具の代替として小型船舶用救命胴衣の笛を使用することを可能とします。

(2) NO_x 細則

国際海事機関 (IMO) の規則改正に対応するため、次の 2 点の内容について所要の改正を行います。

- ・ 「ガス燃料原動機」及び「二元燃料原動機」における原動機における窒素酸化物 (NO_x) の放出量確認のための試験要件を追加すること。
- ・ IMO の NO_x 規制 (三次規制) に対応するため、船舶に設置した原動機から発生する窒素酸化物を削減するための選択触媒還元システム (SCR) を船舶に搭載する場合があります。このシステムを取付けた原動機の放出量確認のためのガイドラインを IMO で策定された新ガイドラインに改正します。

(3) その他所要の改正を行う予定です。

4. 運用開始日 令和 2 年 5 月 1 日 (予定)